

富田林市補助金等検討委員会
提言書

令和4(2022)年5月
富田林市補助金等検討委員会

補助金検討委員会 提言書 目次

1. はじめに

2. 適正化に向けた取組みについて

3. 適正化に向けた課題の検討

4. 適正化・見直しの方向性

- ① 補助目的・目標を具体的かつ明確にする
- ② 社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに合致した補助金の制定・改廃を行う
- ③ 補助金の性質を踏まえた適切な制度、歳出科目への変更
- ④ 事業補助を原則とする
- ⑤ 補助対象経費・補助率の適切な設定
- ⑥ 補助金交付にかかる事業実績評価(会計検査)及び効果測定の実施

5. おわりに

1. はじめに

補助金とは本来、市民及び団体に対し、財政的な支援を行うことにより、広く公益を実現するための制度である。法的にも地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。この補助金制度は、市民や団体が主体となった事業の実施や、市の目指す施策の実現、さらには市民等の経済的な支援に大きな役割を果たしている。

一方で、補助金は被補助者となる団体の固定化や、創設時とは社会情勢が変化しているにも関わらず対応が遅れ、旧来の制度が残っているなど、表面化している課題も多い。また市政運営の原資となる税収が伸び悩む中で、少子高齢化による社会保障費の増など、歳出は増加傾向にあり、自治体の財政はますます厳しさを増している。そのため、あらゆる分野における行政活動を見直し、選択と集中を一層進めることが求められている。補助金制度についても公金を支出するにあたり、適正な執行や透明性の確保が求められており、「公益性」「公平性」「有効性」の観点から、補助金等（補助金、助成金、交付金等を含む）について、広範かつ抜本的に検討する必要がある。

個別の補助金制度の見直しに向けた方針を定めるにあたり、補助金等の適正化及び透明性を確保し、効率的な行政運営の推進を図るとともに、市民や団体の需要に合致した補助金等のあり方を検討するため、学識経験や行政経験を有する外部有識者等による富田林市補助金等検討委員会（以下、「委員会」という。）が令和3年度に設置された。本委員会ではこれまで富田林市（以下「本市」という。）が実施してきた補助金適正化の取組みを検証

し、その成果と課題を抽出し、現在、本市の補助金制度が置かれている状況をより良い方向に導くため議論を重ねた。俯瞰的な視点による補助金制度全般に係る意見と個々の事例をもとにした個別具体的な意見の双方に触れながら、今後の補助金適正化に向けた事項を取りまとめたので、以下の通り提言するものである。

2. 適正化に向けたこれまでの取組みについて

今後の補助金適正化の検討にあたり、初めに、本市におけるこれまでの取組み状況を再検証する。

本市では、補助金交付にあたり、基本的な考え方や基準などを示した「富田林市補助金等交付規則に関する基準」や、補助金制度全般の規範を示すものとして「富田林市補助金等の交付に関する基本指針」を策定し、補助金運用の方向性を明確にしている。

この基本指針の中では、補助の目的や補助対象事業、補助対象経費や手続等について整理されており、その内容を踏まえ「富田林市補助金事務マニュアル」を定めている。このマニュアルは、補助金事務の執行における基準を設け、全庁的な統一性確保に活用されており、新たな課題に対応するため必要に応じて改訂を重ねている。これらにより、補助金の必要性や公平性について、各補助金事務を所管する担当課が精査し、適正な補助金事務の執行に努めている。

また、団体等への補助金が長期にわたり硬直化していることや、補助金に依存し、団体の自立性や自主性を阻害しているなどの課題に対し、種々の適正化に向けた取組みを実施してきた。特に、特定団体の運営や活動全般に対して補助を行う団体運営費補助については、交付の基準や対象事業が不明確になること、運営に対する補助金の効果検証が困難なことや、交付団体と不交付団体との公平性の観点から、重点的に取組みを進めてきた。

団体補助について適正化を図るため、これまで個人給付、事業推進補助、団体補助の3種類に区分していた補助金を、団体補助の事業補助化、適切な補助率の設定等の観点か

ら区分し直し、新たに団体運営費補助、奨励的事業費補助、委託的事業費補助、制度的補助、個人給付の5種類と定義した。この分類に基づき既存補助金を仕分けし、団体運営費補助については内容を見直し、団体の実施している事業に対する補助へと移行を進めた。その結果、平成25年度に33件あった団体運営費補助が、令和2年度においては5団体への補助を残すのみとなっている。

補助金の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすための取組みとしては、本市が実施する補助金の一覧及び決算額等の情報を市ウェブサイトにて公開している。併せて、補助金の交付にあたり公金支出の根拠となる要綱等を補助金ごとに制定し公開している。

これらの取組みの実施により、補助金制度の見直しが進み、一定の成果があったものと考えられる。しかしながら、これまでの改善を経ても、なお様々な課題を抱えていることも事実である。被補助団体の固定化や補助目的の適切さ、制度利用の実態、団体の自立性・自主性の育成、補助金を受けて実施された事業の効果検証、補助分類や歳出科目の妥当性など、より一層の適正化に向けた取組みと、補助金のあり方における方向性の検討が必要である。

3. 適正化に向けた課題の検討

補助金の適正化に向けた取組みとあり方を検討するにあたり、より効果的かつ実効性を具備した意見とするため、前章で述べた課題について、より詳細に分析を行う。

① 団体補助に関する課題

まず、団体運営費補助及び被補助団体の固定化について考える。

長期にわたり特定の団体が補助の対象となることは、事業の硬直化につながり、補助金の適正化に向け、定期的に事業内容や実態を把握する必要がある。また、団体が補助金を前提とした運営を行っている場合は、その自立や自主性を阻害する要因ともなり、補助金を受けている既存団体と、不交付団体または新規設立団体との間に不平等が生じ、補助金の基本方針である中立性・公平性の観点からも検討が必要である。

② 社会情勢の変化による市民ニーズとの乖離に関する課題

次に、補助の目的と需給状況について考える。

補助金が社会情勢や時代の遷移、市民ニーズの変化に合致したものであるか検証することが重要である。創設当初は必要とされていた補助金であっても、時代の遷移とともに需要が変動することは必然である。また社会情勢の変化により、民間が実施主体として行う事業に対して行政が補助金を支出する形態から、民間と行政が手を携え、協働して事業を行う形態へと移行することや、事業そのものが、行政が主体となって実施すべき事業へと変わ

ることも考えられる。時代の潮流に応じた行政と民間、それぞれが担うべき領域を検証する必要がある。

また、現在の補助金の中には、創設時に終期を定めておらず、漫然と制度が存続しているものが見受けられる。定期的に補助金の必要性を評価するための仕組み作りについて検討することが必要である。

③ 補助金の分類見直しと適正運用に関する課題

続いて、補助金の分類、歳出科目の妥当性について考える。

これまで、補助金を5種類に分類し、それぞれの性質に応じた適正化を図るため、団体運営に関する補助から事業補助への移行を進めてきたが、その結果として新たな課題が表面化している。現在は事業補助を奨励的事業費補助と委託的事業費補助に分類しているが、委託的事業費補助は名称が示すとおり、本来は行政が主体となって実施すべき事業を、効率性等を考慮し、民間が事業を実施し、それに対する対価として補助金を交付しているものである。実態としては業務委託であるが、補助金として交付するがために、本来であれば業務内容や成果を定める業務仕様書が存在せず、また事業実績報告及び完了検査についても業務委託と比較して緩い基準となっている。委託的事業費補助という概念が、業務委託と補助金制度の隙間を埋め、事務の効率化や被補助者が利用しやすいという点で、有効に機能している面も認められる。しかしながら、補助金制度における透明性の確保や、民間に委託できる事業については、市場原理による競争性や公平性の観点に立ち、補助金から業務委託への転換を段階的に進めることについても検討が必要である。

(※) 本委員会で検討・作成した補助金新分類案については別添資料を参照

さらに、これまでの補助金は統一的な基準による命名法則がなく、広義の補助金等に、補助金、助成金、交付金等が含まれている。制度の名称から性質を推し量ることができず、制度を運用する行政、利用する被補助者ともに支障をきたしているため、既存補助金を含めて制度の名称について検討する。

④ 効果検証に関する課題

最後に、補助金交付による成果とその評価について考える。

補助金にはそれぞれに目的があり、公益性と公平性を備えることが前提である。目的を達成するために補助金を交付し、事業の完了後に評価を行うことが重要であるが、現行制度ではチェックシートの作成など一定の取組みも実施されているが、十分な評価ができていないと言わざるを得ない。これは補助金を交付する側、受給する側の双方に課題があるといえる。行政側の課題として、補助金を交付した後は団体等に任せきりになり、補助金によってどのような成果があったのか十分な検証がなされていない。そのため適切な評価がなく、制度の是非についての判断ができずに、補助金が継続されているものもあると考える。常に補助金の効果を検証し、目的を達成できる体制を整備することが必要である。

他方、受給する側としては、補助金として交付されたものが、元を正せば公金であるという意識が乏しいことが散見される。補助金を受けて事業を実施する以上、用途などを明確にし、社会的な評価を受けることは義務であるとの認識が必要である。また団体によっては会計

的な知識や技術が未熟な組織もあり、行政が手引きを整備することや指導するといった育成面での支援も重要であると考える。

以上、本委員会において議論した補助金制度及び事務執行等について、全般に渡る課題を取り上げた。これらを一つ一つ解消していくことが補助金適正化の道程となる。その具体的な手法として、補助金適正化・見直しにおける方向性について次のとおりまとめる。

4.適正化・見直しの方向性

① 補助目的・目標を具体的かつ明確にする

補助金を交付する目的ないし目標は、その制度の枢要をなすものである。補助金を交付することで実現しようとする行政目的によって、補助金の対象事業、対象経費、補助率などがおのずと定められる。行政と被補助者、そして第三者にとっても目的が不明瞭な制度では、その目指す効果を得ることはできない。既存の補助金制度において、補助目的が不明瞭であるものについては見直しを行い、目的を定義することができない補助金については、制度の意義が薄いものとして廃止も含めて検討されたい。また、新たに創設する補助金については、目的を明確にし、かつ、それを要綱等の制定時に明記するように努められたい。なお、補助金の目的を設定するにあたっては公益性、公平性を有し、効果的かつ効率的なものとなるよう注意し、抽象的な表現にとどまることなく、具体性を備えたものにするよう図られたい。

補助金の目的は市が総合ビジョン等で目指す方向性に合致し、市の政策・施策を具現化するものである。補助金の見直しにあたり、事務の効率化等の点については積極的に推し進めるべきであるが、補助金の新設・廃止等の決定にあたっては、それにより影響を受けることとなる被補助者を含めた多様な視点に立ち、様々な意見を踏まえた上で、市としての政策的判断により行われたい。

② 社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに合致した補助金の制定・改廃を行う

前項でも述べたが、補助金の根幹となるのは、その補助金を交付することで目指している

行政目的の実現にある。しかしながら、行政目的の重要度、緊急度は時代とともに変化するものであり、普遍的な価値を持つことは不可能である。そのため必要になるのは、補助金制度を定期的に見直し、行政目的の実現に資しているか、市民ニーズに適合しているかを検証することである。制度的に検証する体制を確保するため、各補助金要綱等に予め終期を設けて、一定期間ごとに見直しを行う。見直しにおいては、漫然と制度を継続することなく、役割を終えた制度は廃止し、新たなニーズに対応した補助金への移行を進められたい。補助金適正化の仕組みとしては、個別の補助金創設時に予め終期を定め、常に検証する機会を設けることが適正化にあたり有効である。

個別の補助金制度において、長期的な視点にたってその有効性を判断するにあたっては、本市の政策の根幹となる総合ビジョン及び総合基本計画に合致しているかを検証し、将来の住民福祉に寄与するものであるかを判断することが重要である。

また、今回新たに提案する補助金の分類において、事業の実施主体による分類を設けたところである。民間が実施する事業に対し奨励的なものとして行う補助、行政が本来実施すべき事業に対する補助、行政と民間がともに手を携えて実施する協働事業における補助、という分類を行った。今後、この分類に沿って補助金の仕分けを行っていくが、より効果的かつ効率的なものとなるよう、事業の実施主体については行政のみで決めることなく、協働の観点にも配慮し、最適な実施主体を選択するように図られたい。なお、時代の推移とともに民と公の受け持つ範囲は変化していく。新たな分類による仕分けを行ったとしても、それで完結することなく、行政領域の変化に合わせ、定期的な見直しを行われたい。

③ 補助金の性質を踏まえた適切な制度、歳出科目への変更

課題の検証でも取り上げたが、本来、行政が実施すべき事業を、民間事業者が実施することでより効果的かつ効率的に行えるため、民間が事業を行い、その事業に要した経費を補助金として交付している事業が見受けられる。これまでは補助金を分類するにあたり委託的事業費補助という概念を用いていたが、実態としては、行政が実施すべき事業を委託しているものが多く、その執行にあたっては、適切な仕様書の作成や契約行為、進捗管理、完了検査などが必要である。補助制度の枠組みの中であえてそれを整備することは非合理的であり、公金の支出にあたりより適切な制度として、業務委託への移行を進めるよう図られたい。また委託的事業費補助以外の分類についても、今回の適正化の試みを契機として見直しを行い、新たな視点に基づく分類を行い、それぞれの性質に対応した取組みを図る必要がある。

なお、既存の委託的事業補助の全てが業務委託になるものではなく、個々の補助金を精査し、実態に即した適正化を図る必要がある。行政と補助金を受けて事業を実施していた団体等との関係において、その設立において行政が関与、あるいは行政目的を実現するために他と比較して極めて高い公共性を備えている場合など、その成立過程や社会的役割は異なるため、事情を考慮し、ひとまとめにして論ずることなく、それぞれの実態にあわせた業務委託の検討並びに補助金制度の運用となるよう制度設計を進められたい。

④ 事業補助を原則とする

補助金交付の対象となるものは「事業」とし、団体運営に係るものについては、対象経費

の把握や補助金の効果が測りがたく、効果的・効率的な制度運用が困難であるため、対象としないことを原則とされたい。

なお、現在残っている団体運営費補助の対象団体について見ると、その団体の成り立ちや補助金の性質、団体の活動実態や極めて高い公益性を担っているなどの観点から、一概に団体運営費補助が不適切であると断じることはできない。補助金として執行しているが、本質的には行政が実施した政策に対する補償的性質で交付しているものなど、一律に論じることによって合理性を欠くものについては、例外的な取扱いにも一考が必要である。

また、新たな補助金の区分において、事業に対して交付するものを「補助金」とし、一定要件を満たせば支給されるものを「助成金」とするなど、制度と名称に規則性を持たせ、効率的な事務の執行と、補助金を利用する市民等にもわかりやすい簡潔明瞭な制度作りを図られたい。

併せて、新たな事業の担い手を創出・育成するため、設立から時限を設定した団体育成補助の制度について検討し、協働の分野でともに事業を担う団体を育成するなど、新たな体制を構築するよう図られたい。制度設計を行うにあたっては組織が成熟し、自主財源による事業展開や、持続的かつ安定的な運営ができるよう支援されたい。また、自助努力による余剰金や将来のリスク回避のための積立金を保有する場合などは、制度の趣旨を踏まえ、団体の自主・自立を阻害することのないように配慮されたい。加えて、他自治体において採用されている、市民及び団体が事業を提案し、行政も連携する協働事業へ発展させていく提案型協働事業制度についても検討されたい。

⑤ 補助対象経費・補助率の適切な設定

補助の対象となる経費について、あくまでも補助金は公金を原資としており、行政目的の実現を目指すという観点から、一定の制限を設けられたい。個人・団体が実施する事業の自主性を尊重する一方で、社会通念上、補助金の対象とすることが不適切であるものは除外すること。どのような経費が補助の対象外となるかは、補助金の性質、目的によって異なるが、一般的に慶弔費や交際費、飲食費などが該当すると考える。団体運営経費、人件費、間接費などは事業を実施するにあたり、事業経費と不可分のものであるが、補助金の透明性を高め市民に理解が得られるよう明確に区別されたい。補助対象経費については要綱等に明記し、制度の利用にあたり疑義が生じないように努められたい。この方針によりがたい補助金制度については、前述した業務委託的性質のものが考えられるため、制度を抜本的に見直し、適切な歳出科目への移行を検討されたい。

個別の補助金制度の補助率については、その事業の目的や実施主体により適切に設定されたい。特に協働分野における補助金については、民と公がともに事業を実施するという性質上、純然たる金銭的・貨幣的価値や補助率のみに着目することなく、提供した労働力や費やした時間なども加味して考えられたい。

⑥ 補助金交付に係る事業実績評価(会計検査)及び効果測定の実施

すべての補助金において、効果検証を徹底されたい。既に述べた事項にも関連するが、個別の補助金制度の適正化・見直しをするにあたり、その補助金が果たした成果や、補助金を交付したことで行政目的の達成に効果があったのか、という検証は必須である。的確

な評価を欠いては補助金の必需性を判断できず、制度廃止等の決定が困難となるため、毎年度の事業ごとに、その成果を検証し、評価すること。なお、助成金については、制度の効果を検証することは補助金と同様であるが、交付手続きや事務処理等の面で取り扱いが異なるため、明確に区別し、事務手続きの合理化を進められたい。

また事業の実施は個人・団体であるが、補助金事務を担う担当者にあっては、補助金の交付のみならず、個人・団体が行う事業に関与しているとの意識を常に持ち、その事業内容についても適切に把握することが肝要である。所管する補助金事業の履行確認、審査、会計検査等については当然のことながら、事業実施そのものについても、共に目的の達成を目指す当事者として業務にあたられたい。

また、より効率的・効果的で透明性の高い制度運用となるよう、行政が情報を開示するにとどまらず、補助を受給する個人・団体においても、公の活動の一端を担い、公金を用いた事業であることの認識を持つよう指導されたい。加えて、補助事業の実施過程において、被補助者が施行状況や実績を市に報告する機会を設けるとともに、会計報告や活動内容を公開するなど、市民に対する説明責任を果たす仕組みの構築に努められたい。

5. おわりに

本提言では、補助金適正化・見直しに向けた方向性について、現在の課題に対応する形で総論としてまとめた。個別の補助金の見直しを行うにあたっては、本提言の内容を踏まえ、具体的な制度や基準を整理し、すべての補助金について検証を加えられたい。

行政の業務・役割が拡大する中で、各課の所管する事務には類似が見られるものもある。重複する補助金については、全庁横断的に取組み、見直しを行われたい。また今後、新たに創設される補助金についても、本提言で述べた視点に立ち制度設計や運用を図られたい。なお、補助金の見直しにあたっては、あくまで補助金制度の適正化を主眼とし、支出削減のための廃止ありきの結論に囚われないよう留意されたい。補助金制度は広く公益性のあるものであり、補助金制度の目指す目的や交付における透明性の確保、ニーズを的確にとらえるなど、適切に実施することで市民の福祉や生活の向上に大いに資するものである。よって、見直しの結論は制度の存続か廃止という二元論ではなく、個々の補助金の成り立ちや果たす役割を考慮の上、多角的な視点による判断と弾力的な運用に努められたい。

補助金の見直しについては、本市においてこれまでも種々の方針を立て取組みが行われてきた。この度提言する適正化の取組みを十全に果たしたとしても、すべての課題が解決することはなく、また新たな課題が浮上してくることは必然である。時代の趨勢にあわせ、今後も補助金制度全般に対する検証を行う機会を定期的に設けるよう図られたい。

以上を補助金適正化に向けての本委員会の提言とする。

令和4年5月10日

富田林市補助金等検討委員会

委員長 久 隆浩

副委員長 佐井 英子

委員 中川 元

委員 藤 進

委員 土井 清美